

西尾市三世代同居対応住宅支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三世代が同居し、子育てや介護を家族同士で支え合うことで子育て等にかかる負担を軽減することを目的に、同居に必要な住宅の対応工事を実施する者に対し、予算の範囲内において西尾市三世代同居対応住宅支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、西尾市補助金等交付規則（昭和62年西尾市規則第2号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 市内における一戸建ての住宅及び併用住宅（住宅部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のものに限る。）で個人が所有するものをいう。ただし、賃貸の用に供している又は賃貸の用に供する予定のものを除く。
- (2) 敷地 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に規定する一団の土地をいう。
- (3) 居住 現に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民登録を行っていることをいう。
- (4) 同居 同一敷地内又は隣接敷地内で、一緒に居住することをいう。
- (5) 子世帯 子又はその配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び西尾市パートナーシップ宣誓制度におけるパートナーを含む。）を世帯構成員とする世帯（養育する子どもがいる場合はこれを含む。）をいう。
- (6) 親世帯 子の父母又は祖父母を構成員とする世帯をいう。
- (7) 三世代同居 親世帯と子世帯が同居することをいう。
- (8) 対応工事 三世代同居のための住宅の新築、増築、改築又はリフォームに係る工事をいう。

(補助の対象)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三世代同居をする子又は親で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 親世帯及び子世帯の全員が、この要綱に基づいた補助金の交付をこれまでに受けていないこと。
- (2) 申請者は、西尾市税を滞納していないこと。

- (3) 子世帯の全員が、第5条の規定による補助事業の認定申請日（以下「認定申請日」という。）前の1年間において、親世帯と同居していないこと。
- (4) 親世帯又は子世帯は、認定申請日の1年以上前から継続して市内に居住していること。
- (5) 親世帯及び子世帯の全員が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (6) 親世帯及び子世帯の全員が、暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 申請に係る住宅及び敷地が、道路改良その他の公共事業の補償対象となっていないこと。
- (8) 親世帯及び子世帯の全員が、国その他地方公共団体の補助金等の交付を受けていないこと。
- (9) その他市長がこの要綱に照らし、補助の対象とすることが不適当と認める者

（補助金の交付額）

第4条 補助金の交付額は、対応工事に要する費用（以下「補助対象経費」という。）の2分の1の額とし、30万円を限度とする。ただし、次に掲げる経費は含まない。

- (1) 家具又は家庭用電気機械器具等の購入、設置等に係る経費
- (2) 本市の他の補助金の補助対象となっている部分の経費
- (3) その他市長が補助対象経費として適当でないとするもの

2 補助金の交付額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（認定の申請及び決定）

第5条 申請者は、対応工事に着手する前に、補助事業認定申請書（様式第1号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第1号から第3号までの書類については、市長が確認でき、かつ、市長が確認をすることに対象者の全員が同意する場合に限り、添付を省略することが出来る。

- (1) 親世帯と子世帯の関係が分かる書類
- (2) 子世帯が親世帯と1年以上同居していないことが確認できる書類
- (3) 親世帯又は子世帯が1年以上継続して市内に居住していることが確認できる書類
- (4) 付近見取図

- (5) 各階平面図（工事の概要を明示したもの）
- (6) 工事着手前の写真（敷地又は住宅の全景及び施工箇所が確認できるもの）
- (7) 見積書の写し（補助対象経費の内訳が分かるもの）
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、申請に係る書類を審査の上、適当と認めたときは、補助事業認定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

3 市長は、前項の規定により認定の決定をする場合において、必要がある場合は条件を付することができる。

（計画の変更等）

第6条 申請者が、補助事業の認定を受けた後に次の各号のいずれかに該当する変更をしようとする場合は、補助事業変更認定申請書（様式第3号）に前条第1項に定める関係書類のうち、変更した書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 対応工事の施工箇所及び施工方法の変更（軽微なものは除く。）

(2) 補助金の額の変更

2 市長は、前項の申請書を受理した場合において、内容を審査し、適当と認めたときは、補助事業変更認定通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

（補助事業の中止）

第7条 申請者は、対応工事を中止しようとする場合は、速やかに事業中止届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（交付申請兼完了実績報告）

第8条 第5条の規定により補助事業の認定を受けた申請者は、対応工事が完了し、親世帯又は子世帯が転居又は転入した日から1年以内に、補助金交付申請書兼完了実績報告書（様式第6号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第4号及び第5号の書類については、市長が確認でき、かつ、市長が確認をすることに対象者の全員が同意する場合に限り、添付を省略することができる。

(1) 工事請負契約書の写し

(2) 請求書又は領収書の写し（工事請負契約業者の発行したものに限る。）

(3) 工事完了後の写真（住宅の全景及び施工箇所が確認できるもの）

(4) 親世帯と子世帯が同居していることが確認できる書類

(5) 申請者の市税の滞納が無いことを証明する書類

(6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、申請に係る書類を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第7号）により申請者に通知する。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 子世帯の全員が前項の通知日以降、継続して5年以上親世帯と同居すること。ただし、療養、転勤又は通学のため転居又は転出が必要となった場合その他市長が正当な理由があると認める場合は、この限りでない。

(2) 前号に定める三世帯同居の状況を確認するため、市長が必要な書類の提出を求めた場合は、これに協力すること。

(3) 関係法令及びこの要綱を遵守すること。

（補助金の請求及び交付）

第9条 市長は、前条第1項の申請書兼報告書が提出されたときは、その内容を審査し、必要に応じて現場確認を行い、適正と認めるときは、申請者の請求により補助金の交付をするものとする。

2 申請者は、前項の規定により、補助金の交付を受けようとするときは、補助金支払請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第10条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件、この要綱その他法令の規定に違反したとき。

(3) 補助金交付申請書兼完了実績報告書が、第8条第1項に規定する日までに提出されなかったとき。

(4) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

（書類の整理及び保管）

第11条 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等関係書類を整理し、5年間保管しなければならない。

（委任）

第12条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 市長は、令和8年度を目途として補助事業全般に関して検討を加え、その結果に基づき、廃止を含む必要な見直し等の措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 改正後の西尾市三世代同居対応住宅支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に補助事業認定申請を受け付けた補助金について適用し、同日前に補助事業認定申請を受け付けた補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。